

○狂犬病予防法施行細則

昭和 25 年 12 月 21 日

規則第 183 号

大阪市狂犬病予防法施行細則を次のように制定する。

大阪市狂犬病予防法施行細則

(趣旨)

第 1 条 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号。以下「法」という。)の施行については、別に定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。

(専決)

第 2 条 区役所保健福祉課長(西区役所、港区役所、大正区役所、浪速区役所、淀川区役所、東成区役所、生野区役所、旭区役所、城東区役所、鶴見区役所、阿倍野区役所、住之江区役所、住吉区役所、東住吉区役所及び平野区役所に置かれるものに限る。)、区役所保健担当課長及び区役所保健・生活支援担当課長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、法第 6 条の規定に基づき抑留した犬に係る第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 7 号に掲げる事務については、この限りでない。

- (1) 法第 4 条の規定による犬の登録、鑑札の交付及び届出の受付に関すること
- (2) 法第 5 条第 2 項及び狂犬病予防法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 52 号。以下「規則」という。)第 12 条第 2 項の規定による注射済票の交付に関すること
- (3) 法第 6 条第 8 項の規定による犬の抑留の公示に関すること
- (4) 狂犬病予防法施行令(昭和 28 年政令第 236 号。以下「令」という。)第 1 条の 2 及び規則第 6 条の規定による鑑札の再交付に関すること
- (5) 令第 2 条の規定による犬の登録の消除に関すること
- (6) 令第 2 条の 2 の規定による犬の登録の変更並びに犬の所在地の変更に伴う鑑札の交付、新所在地の通知及び犬の原簿の送付に関すること
- (7) 令第 3 条及び規則第 13 条の規定による注射済票の再交付に関すること
- (8) 次条から第 5 条までの規定による届出又は報告の受付に関すること
(犬にかまれた者の届出)

第 3 条 犬にかまれた者又はその保護者は、被害の詳細を、市長に届け出なければならない。

(集合施設の届出)

第 4 条 犬の展覧会、競技会その他犬の集合施設を開催し、又は開設しようとするものは、その目的、期間、集合場所、集合犬の数並びに主催責任者の住所及び氏名を開催又は開設の日の 3 日前までに、市長に届け出なければならない。

(予防注射の報告)

第 5 条 獣医師が狂犬病の予防注射を行ったときは、所定の様式による注射報告書を翌月 5 日までに市長に提出しなければならない。

(鑑札)

第 6 条 規則第 5 条第 1 項ただし書の規定により市長が定める鑑札は、第 1 号様式のとおりとする。

(注射済票)

第 7 条 規則第 12 条第 3 項ただし書の規定により市長が定める注射済票は、第 2 号様式のとおりとする。

(処分前の評価)

第 8 条 令第 5 条の規定により犬又は令第 1 条に規定する動物の評価をした場合は、所定の様式による評価台帳にその価格を記入し、評価人が署名押印しなければならない。

(評価人)

第 9 条 令第 5 条の規定による評価人は 3 人以上とし、次に掲げる者のうちから、市長がこれを命じ、又は委嘱する。

- (1) 本市職員
 - (2) 市内の犬又は令第 1 条に規定する動物の業者
 - (3) その他適当と認められる者
- 2 前項第 2 号又は第 3 号により委嘱した評価人の任期は 1 年とする。ただし、任期中でも解嘱することがある。
- 3 補欠により就任した評価人の任期は、その前任者の残任期間とする。

(施行の細目)

第 10 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 27 年 12 月 25 日規則第 153 号)

この改正規則は、公布の日から施行し、昭和 27 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 30 年 3 月 24 日規則第 7 号)

この改正規則は、昭和 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 31 年 2 月 9 日規則第 3 号)

この改正規則は、公布の日から施行し、昭和 31 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 31 年 11 月 1 日規則第 74 号)

この改正規則は、昭和 31 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 37 年 9 月 28 日規則第 64 号)

この規則は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 39 年 4 月 1 日規則第 85 号)

この規則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 42 年 3 月 31 日規則第 20 号)

この規則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 42 年 11 月 16 日規則第 73 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年 6 月 5 日規則第 62 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 3 月 31 日規則第 18 号)

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 5 月 1 日規則第 71 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月 23 日規則第 11 号)

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 8 月 31 日規則第 97 号)

この規則は、昭和 53 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 9 月 28 日規則第 104 号)

この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 4 月 1 日規則第 26 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 4 月 1 日規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 8 月 27 日規則第 105 号)

この規則は、昭和 56 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 4 月 1 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 7 月 2 日規則第 97 号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 4 月 1 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 1 日規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 4 月 1 日規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日規則第 44 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 4 月 1 日規則第 45 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日規則第 75 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 1 日規則第 83 号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日規則第 73 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 3 日規則第 112 号)

この規則は、平成 22 年 3 月 2 日から施行する。ただし、第 5 条の次に 2 条を加える改正規定(第 6 条に係る部分に限る。)及び附則の次に 2 様式を加える改正規定(第 1 号様式に係る部分に限る。)は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 78 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 71 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 95 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 6 条関係)



備考 寸法は縦 26 ミリメートル、横 18.5 ミリメートルとする。

第 2 号様式 (第 7 条関係)



備考 寸法は縦 26 ミリメートル、横 18.5 ミリメートルとする。